

■ 都市公園

指定管理者制度導入施設においては利用料金の上限額

● 現行(令和元年9月まで)

区分		単位	金額(税抜)	金額(税込)		
野球場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	4,500円	4,860円	
		その他の時間	1時間	6,750円	7,290円	
室内練習場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	600円	640円	
		その他の時間	1時間	900円	970円	
陸上競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,560円	2,760円	
		その他の時間	1時間	3,840円	4,140円	
	個人使用	1人1回	200円	210円		
体育館	競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	1,600円	1,720円
			その他の時間	1時間	2,400円	2,590円
	小体育館	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	600円	640円
			その他の時間	1時間	900円	970円
トレーニング室	専用使用	1時間	300円	320円		
		個人使用	1人1回	200円	210円	
第2体育館	専用使用	平日	午前9時から正午まで	/	900円	970円
			午後1時から午後5時まで	/	1,200円	1,290円
			午後6時から午後9時まで	/	1,050円	1,130円
			午前9時から午後5時まで	/	1,950円	2,100円
			午後1時から午後9時まで	/	2,250円	2,430円
			午前9時から午後9時まで	/	3,000円	3,240円
		休日等	午前9時から正午まで	/	1,350円	1,450円
			午後1時から午後5時まで	/	1,800円	1,940円
			午後6時から午後9時まで	/	1,500円	1,620円
			午前9時から午後5時まで	/	3,000円	3,240円
			午後1時から午後9時まで	/	3,150円	3,400円
			午前9時から午後9時まで	/	4,500円	4,860円
50メートルプール	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	4,000円	4,320円	
		その他の時間	1時間	6,000円	6,480円	
	個人使用	中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	200円	210円	
		回数券	300円券	11枚綴	3,000円	3,240円
			200円券	11枚綴	2,000円	2,160円
		25メートルプール	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,000円
	その他の時間			1時間	3,000円	3,240円
	個人使用		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	200円	210円
			回数券	300円券	11枚綴	3,000円
	200円券	11枚綴		2,000円	2,160円	
幼児用プール		専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	800円	860円
	その他の時間		1時間	1,200円	1,290円	
	個人使用	中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	200円	210円	
		回数券	300円券	11枚綴	3,000円	3,240円
200円券	11枚綴		2,000円	2,160円		

温水プール	専用使用		1時間	13,120円	14,160円	
	個人使用		1人1回	600円	640円	
		高等学校の生徒が使用する場合	1人1回	400円	430円	
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	300円	320円	
		回数券	600円券	11枚綴	6,000円	6,480円
			400円券	11枚綴	4,000円	4,320円
300円券	11枚綴		3,000円	3,240円		
テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	450円	480円	
		その他の時間	1面につき1時間	670円	720円	
	個人使用		1面につき1人1回	300円	320円	
グラウンド	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	800円	860円	
		その他の時間	1面につき1時間	1,200円	1,290円	
芝生グラウンド	全面専用使用	平日	1時間	3,000円	3,240円	
		休日等	1時間	4,500円	4,860円	
	半面専用使用	平日	1時間	1,500円	1,620円	
		休日等	1時間	2,250円	2,430円	
全天候型多目的広場	全面専用使用	平日	1時間	800円	860円	
		休日等	1時間	1,200円	1,290円	
	半面専用使用	平日	1時間	400円	430円	
		休日等	1時間	600円	640円	
	4分の1面専用使用	平日	1時間	200円	210円	
		休日等	1時間	300円	320円	
弓道場	専用使用	平日の午前9時から午後5時	1時間	1,000円	1,080円	
		その他の時間	1時間	1,500円	1,620円	
	個人使用		1人1回	200円	210円	
有料公園施設付帯の会議室、役員室等			1時間	300円	320円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	450円	480円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	480円	510円	

備考

- この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。
- この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。
- この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- この表中「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、滋賀県療育手帳制度実施要綱(昭和48年12月1日施行)に規定する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらの者を介護する者(これらの者1人につき1人に限るものとし、その住所により利用料金の額が異なる場合にあつては、その住所はこれらの者と同じ住所とみなす。)をいう。
- この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- この表中「バス」及び「マイクロバス」とは、規則で定める乗車定員及び重量の自動車を含む。
- この表中「普通自動車等」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に定める普通自動車(規則で定める大きさを超えるものを除く。)、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。
- 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の金額の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- この表に掲げる施設で電気、水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することがある。
- 広告物の表示に係る利用料金は、広告物の表示面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルとして計算する。
- におの浜ふれあいスポーツセンター体育館については、この表の体育館の項の規定を適用
- におの浜ふれあいスポーツセンタープールについては、この表のプールの項の規定を適用

指定管理者制度導入施設においては利用料金の上限額

● 令和元年10月から令和4年3月まで

※改正部分の金額は赤字

区分			単位	金額(税抜)	金額(税込)		
野球場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	5,620円	6,180円		
		その他の時間	1時間	8,430円	9,270円		
室内練習場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	600円	660円		
		その他の時間	1時間	900円	990円		
陸上競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	3,200円	3,520円		
		その他の時間	1時間	4,800円	5,280円		
	個人使用		1人1回	250円	270円		
体育館	競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,000円	2,200円	
		その他の時間	1時間	3,000円	3,300円		
	小体育館	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	600円	660円	
			その他の時間	1時間	900円	990円	
	トレーニング室	専用使用		1時間	300円	330円	
個人使用		1人1回	200円	220円			
第2体育館	専用使用	平日	午前9時から正午まで		1,120円	1,230円	
			午後1時から午後5時まで		1,500円	1,650円	
			午後6時から午後9時まで		1,310円	1,440円	
			午前9時から午後5時まで		2,430円	2,670円	
			午後1時から午後9時まで		2,800円	3,080円	
			午前9時から午後9時まで		3,740円	4,110円	
		休日等	午前9時から正午まで		1,680円	1,840円	
			午後1時から午後5時まで		2,250円	2,470円	
			午後6時から午後9時まで		1,870円	2,050円	
			午前9時から午後5時まで		3,740円	4,110円	
			午後1時から午後9時まで		3,920円	4,310円	
			午前9時から午後9時まで		5,610円	6,170円	
プール	50メートルプール	専用使用	全面	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	5,000円	5,500円
			その他の時間	1時間	7,500円	8,250円	
		1コース	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	550円	600円	
			その他の時間	1時間	830円	910円	
		個人使用			1人1回	370円	400円
			中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	250円	270円
	回数券		370円券	11枚綴	3,700円	4,070円	
			250円券	11枚綴	2,500円	2,750円	
	25メートルプール	専用使用	全面	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,500円	2,750円
			その他の時間	1時間	3,750円	4,120円	
		1コース	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	410円	450円	
			その他の時間	1時間	620円	680円	
		個人使用			1人1回	370円	400円
			中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	250円	270円
回数券	370円券		11枚綴	3,700円	4,070円		
	250円券		11枚綴	2,500円	2,750円		
幼児用プール	専用使用		平日の午前9時から午後5時まで	1時間	1,000円	1,100円	
		その他の時間	1時間	1,500円	1,650円		
	個人使用			1人1回	370円	400円	
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	250円	270円	
		回数券	370円券	11枚綴	3,700円	4,070円	
			250円券	11枚綴	2,500円	2,750円	

温水プール	専用使用	全面	1時間	14,790円	16,260円	
		1コース	1時間	2,460円	2,700円	
	個人使用	高等学校の生徒が使用する場合	1人1回	750円	820円	
			1人1回	500円	550円	
		回数券	中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	370円	400円
			750円券	11枚綴	7,500円	8,250円
			500円券	11枚綴	5,000円	5,500円
370円券	11枚綴	3,700円	4,070円			
テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	560円	610円	
		その他の時間	1面につき1時間	830円	910円	
	個人使用	1面につき1人1回	370円	400円		
グラウンド	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	1,000円	1,100円	
		その他の時間	1面につき1時間	1,500円	1,650円	
芝生グラウンド	全面専用使用	平日	1時間	3,750円	4,120円	
		休日等	1時間	5,620円	6,180円	
	半面専用使用	平日	1時間	1,870円	2,050円	
		休日等	1時間	2,810円	3,090円	
全天候型多目的広場	全面専用使用	平日	1時間	1,000円	1,100円	
		休日等	1時間	1,500円	1,650円	
	半面専用使用	平日	1時間	500円	550円	
		休日等	1時間	750円	820円	
	4分の1面専用使用	平日	1時間	250円	270円	
		休日等	1時間	370円	400円	
弓道場	専用使用	平日の午前9時から午後5時	1時間	1,250円	1,370円	
		その他の時間	1時間	1,870円	2,050円	
	個人使用	1人1回	200円	220円		
有料公園施設付帯の会議室、役員室等			1時間	300円	330円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	560円	610円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	600円	660円	

- この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。
- この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- この表中「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、**滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者並びにこれらの者を介護する者(これらの者1人につき1人に限るものとし、その住所により使用料又は利用料金の額が異なる場合にあつては、その住所はこれらの者と同じ住所とみなす。)**をいう。
- この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- この表中「バス」及び「マイクロバス」とは、規則で定める乗車定員及び重量の自動車をいう。
- この表中「普通自動車等」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に定める普通自動車(規則で定める大きさを超えるものを除く。)、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。
- 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の金額の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- この表に掲げる施設で電気、水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することがある。
- 広告物の表示に係る利用料金は、広告物の表示面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルとして計算する。
- におの浜ふれあいスポーツセンター体育館については、この表の体育館の項の規定を適用する。
- におの浜ふれあいスポーツセンタープールについては、この表のプールの項の規定を適用する。

指定管理者制度導入施設においては利用料金の上限額

● 令和4年4月から

※改正部分の金額は赤字

区分				単位	金額(税抜)	金額(税込)						
野球場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	6,750円	7,420円						
		その他の時間		1時間	10,120円	11,130円						
室内練習場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	600円	660円						
		その他の時間		1時間	900円	990円						
陸上競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	3,840円	4,220円						
		その他の時間		1時間	5,760円	6,330円						
	個人使用			1人1回	300円	330円						
体育館	競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	2,400円	2,640円					
			その他の時間		1時間	3,600円	3,960円					
	小体育館	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	600円	660円					
			その他の時間		1時間	900円	990円					
	トレーニング室	専用使用			1時間	300円	330円					
		個人使用			1人1回	200円	220円					
第2体育館	専用使用		平日	午前9時から正午まで	/	1,350円	1,480円					
				午後1時から午後5時まで	/	1,800円	1,980円					
				午後6時から午後9時まで	/	1,570円	1,720円					
				午前9時から午後5時まで	/	2,920円	3,210円					
				午後1時から午後9時まで	/	3,370円	3,700円					
				午前9時から午後9時まで	/	4,500円	4,950円					
			休日等	午前9時から正午まで	/	2,020円	2,220円					
				午後1時から午後5時まで	/	2,700円	2,970円					
				午後6時から午後9時まで	/	2,240円	2,460円					
				午前9時から午後5時まで	/	4,490円	4,930円					
				午後1時から午後9時まで	/	4,710円	5,180円					
				午前9時から午後9時まで	/	6,750円	7,420円					
				プール		50メートルプール	専用使用	全面	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	5,550円	6,100円
				その他の時間					1時間	8,330円	9,160円	
1コース		平日の午前9時から午後5時まで	1時間	610円	670円							
その他の時間		1時間	920円	1,010円								
個人使用				1人1回	450円		490円					
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	300円		330円					
		回数券	450円券		11枚綴		4,500円	4,950円				
			300円券		11枚綴		3,000円	3,300円				
		25メートルプール	専用使用	全面	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	3,000円	3,300円			
					その他の時間		1時間	4,500円	4,950円			
			1コース	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	500円	550円				
				その他の時間		1時間	750円	820円				
		個人使用				1人1回	450円	490円				
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合				1人1回	300円	330円				
		回数券	450円券		11枚綴	4,500円	4,950円					
			300円券		11枚綴	3,000円	3,300円					
		幼児用プール	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	1,200円	1,320円				
				その他の時間		1時間	1,800円	1,980円				
			個人使用				1人1回	450円	490円			
			中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合				1人1回	300円	330円			
		回数券	450円券		11枚綴	4,500円	4,950円					
			300円券		11枚綴	3,000円	3,300円					

温水プール	専用使用	全面	1時間	14,790円	16,260円	
		1コース	1時間	2,460円	2,700円	
	個人使用	高等学校の生徒が使用する場合	1人1回	900円	990円	
			1人1回	600円	660円	
			1人1回	450円	490円	
		回数券	900円券	11枚綴	9,000円	9,900円
			600円券	11枚綴	6,000円	6,600円
450円券	11枚綴	4,500円	4,950円			
テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	670円	730円	
		その他の時間	1面につき1時間	1,000円	1,100円	
	個人使用	1面につき1人1回	450円	490円		
グラウンド	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	1,200円	1,320円	
		その他の時間	1面につき1時間	1,800円	1,980円	
芝生グラウンド	全面専用使用	平日	1時間	4,500円	4,950円	
		休日等	1時間	6,750円	7,420円	
	半面専用使用	平日	1時間	2,250円	2,470円	
		休日等	1時間	3,370円	3,700円	
全天候型多目的広場	全面専用使用	平日	1時間	1,200円	1,320円	
		休日等	1時間	1,800円	1,980円	
	半面専用使用	平日	1時間	600円	660円	
		休日等	1時間	900円	990円	
	4分の1面専用使用	平日	1時間	300円	330円	
		休日等	1時間	450円	490円	
弓道場	専用使用	平日の午前9時から午後5時	1時間	1,320円	1,450円	
		その他の時間	1時間	1,980円	2,170円	
	個人使用	1人1回	200円	220円		
有料公園施設付帯の会議室、役員室等			1時間	300円	330円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	670円	730円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	720円	790円	

- この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を用いる。
- この表中「平日」とは、休日等以外の日を用いる。
- この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者を用いる。
- この表中「高齢者」とは、65歳以上の者を用いる。
- この表中「障害者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者並びにこれらの者を介護する者(これらの者1人につき1人に限るものとし、その住所により使用料又は利用料金の額が異なる場合にあつては、その住所はこれらの者と同じ住所とみなす。)を用いる。
- この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用を用いる。
- この表中「バス」及び「マイクロバス」とは、規則で定める乗車定員及び重量の自動車を用いる。
- この表中「普通自動車等」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に定める普通自動車(規則で定める大きさを超えるものを除く。)、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものを用いる。
- 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の金額の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の利用料金は、この表の金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- この表に掲げる施設で電気、水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することがある。
- 広告物の表示に係る利用料金は、広告物の表示面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルとして計算する。
- におの浜ふれあいスポーツセンター体育館については、この表の体育館の項の規定を適用する。
- におの浜ふれあいスポーツセンタープールについては、この表のプールの項の規定を適用する。